

東京都保育計画

平成17年4月

東京都福祉保健局

東京都保育計画

目 次

1 はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画期間	
(3) 本計画が目指すもの	
2 東京の保育をめぐる状況	3
(1) 東京の子育て家庭の状況	
(2) 東京の保育サービスの現状	
ア 保育サービスとは	
イ 保育サービスの利用状況	
ウ 認可保育所における保育サービスの実施内容	
エ 待機児童の状況	
(3) 保育サービスの課題	
ア 都市型保育ニーズへの対応	
イ すべての子育て家庭に対するサービスの必要性	
ウ 保育サービスの量の拡大	
エ 保育サービスの質の向上	
3 都がめざす保育サービス	20
(1) 基本的な考え方	
(2) これまでの都の取組	
ア 認証保育所制度の創設	
イ サービス推進費の再構築	
ウ 福祉サービス第三者評価の実施	
エ 保育事業者向けガイドラインの発行	
(3) 施策の方向性	
ア 保育サービスの供給体制の確保	
イ 保育所制度改革と都市型保育サービスの転換	
ウ 保育サービスの質の向上	
エ 地域における子育て支援	

4 事業計画 27

- (1) 保育サービスの供給体制の確保
 - 認証保育所、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）
- (2) 都市型保育サービスへの転換
 - 延長保育
 - 休日保育、病後児保育
 - 夜間保育
- (3) 地域における子育て支援
 - 子ども家庭支援センター
 - 先駆型子ども家庭支援センター
 - 子育てひろば
 - 子ども家庭在宅サービス
 - 育児支援ヘルパー
 - 学童クラブ

5 国への提案 32

- (1) 「保育に欠ける」要件の見直し
- (2) 直接契約制度への転換
- (3) 地域の実情に即した総合施設の在り方の検討

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

戦後復興から高度経済成長を経て、日本の産業構造は大きく変容し、農村から都市部への人口集中・急速な都市化が進み、家族を取り巻く状況や家族形態に大きな変化をもたらしました。

三世代家族が減少する一方、夫婦と子どもからなる核家族が一般的な家族のかたちとなり、単身世帯も増加しています。また、離婚に伴うひとり親家庭の増加や、共働き家庭の増加など、家族の在り様は多様化しています。

家族の小規模化、多様化は、それまで持っていた親から子への子育ての知識や経験の伝承といった家族の機能を低下させ、親の養育力の低下をもたらしました。

また、都市化がもたらした近隣関係の希薄化は、地域の養育力をも低下させており、これらを補うために、社会の中に多様な子育て支援のしくみを整えることが求められています。

特に、東京においては、職住分離が進み通勤時間が長いこと、また、サービス業従事者が多く、夜間勤務や変則勤務など労働形態が多様であること等から、延長保育や休日保育など、大都市に特有の保育ニーズが生じています。

こうした状況に対応するため、都は、これまで、独自の認証保育所制度の創設による、零歳児保育や13時間開所など、大都市特有の保育ニーズに対応し、子どもが健やかに育つとともに、保護者が子どもを安心して預けられる保育環境を実現するため、事業者向けガイドラインの作成や第三者サービス評価の実施など、様々な施策を推進してきました。

平成15年7月、急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭を支援するための「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。

この中で、区市町村における子育て支援事業の実施や関連情報の提供などが法定化されるとともに、平成16年4月1日現在で、待機児童が50人以上いる区市町村及び当該区市町村を区域内に有する都道府県について、保育計画の策定が義務付けられました。

本計画は、児童福祉法第56条の9に基づいて策定する「保育計画」であり、これまでの都の取組をさらに進めていくために、保育の実施主体である区市町村を支援するとともに、子育て支援その他保育に関する事業の供給体制を確保することを目的とするものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づき、東京都が策定する「次世代育成支援東京都行動計画」に包含されるものです。

(2) 計画期間

本計画は、平成 17 年度を初年度とする平成 21 年度までの 5 年間の計画です。

(3) 本計画が目指すもの

東京都は、現在、だれもが必要なサービスを自ら選択し、利用しながら、地域において自立した生活を送ることができる「利用者本位の新しい福祉」を実現するため、福祉改革に全力で取り組んでいます。

先に述べた、認証保育所制度の創設や、よりよい保育環境の確保も、保育サービスの利用者、つまり子どもとその家庭が地域で生活するために必要なサービスを提供する、福祉改革の取組のひとつです。

本計画では、これまでの都の取組と成果を踏まえ、さらに利用者本位の福祉を徹底するため、3つの理念を定め、だれもが必要とする保育サービスを利用できるようサービス基盤を整備し、すべての子育て家庭を支援していきます。

3つの理念

- 1 保育を必要とする人への保育サービス供給体制を充実する。
- 2 東京の保育を、利用者本位の都市型保育サービスへと転換する。
- 3 保育所を地域の子育て拠点とし、すべての子育て家庭を支援する。

2 東京の保育をめぐる状況

(1) 東京の子育て家庭の状況

(都内の児童数)

東京における出生数は、平成4年以降、おおむね10万人前後で推移しています。平成15年の出生数は98,534人で、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム時の半数以下になっています。

一方、就学前の子ども(0~5歳)の数は、平成9年(561,877人)以降増加に転じ、平成16年1月1日現在で587,675人と、7年間で約2万6千人増加しています。

(子どものいる世帯の状況)

6歳未満の子どもがいる親族世帯に占める核家族世帯の割合についてみると、全国では8割未満であるのに対して、東京では9割以上を占めています。

東京都が実施した「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」において、都内の子育て家庭(小学生までの子どもを養育する世帯及び20歳未満の子どもを養育するひとり親世帯)の父母の就労状況をみると、父親の98.5%、母親の44.9%が「働いている」と回答しています。

母親の54.4%は「働いていない」と答えていますが、年齢階級別にみると、30歳未満が72.0%、30~39歳が59.1%、40~49歳が41.1%、50歳以上が34.8%と、年齢層が低いほど、「働いていない」割合が高くなっています。

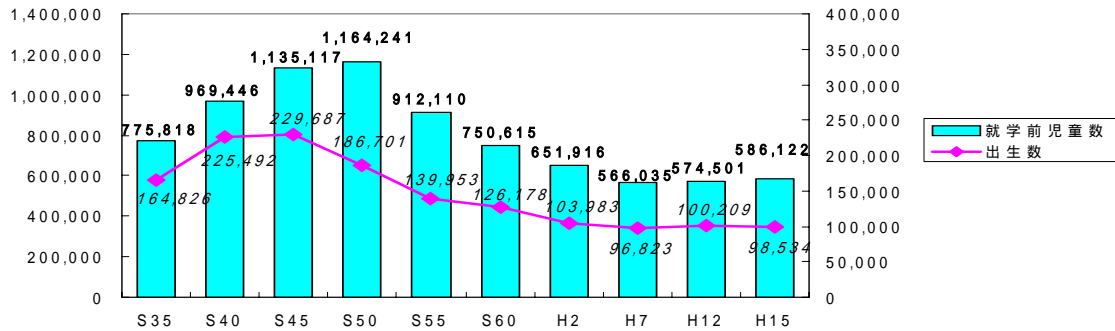
一方、都内の女性の有業率についてみると、都は49.9%で、全国平均の47.9%よりも高くなっています。特に、25~29歳が72.3%、30~34歳で61.0%と、若い年齢層の女性の有業率が全国(それぞれ68.7%と56.8%)と比べて高くなっています。

また、都内の有業者数についてみても、男性は平成4年をピークに減少しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

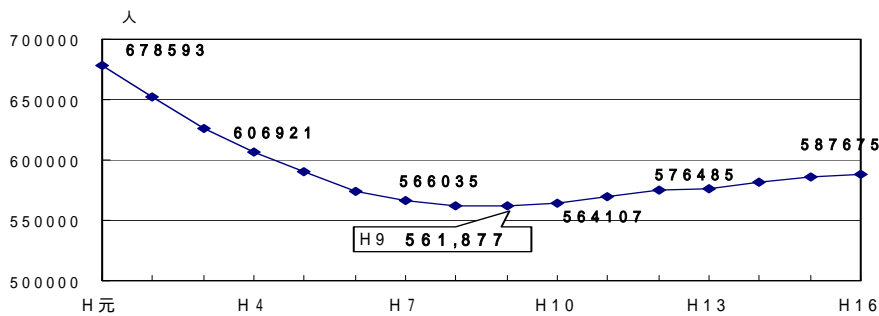
(母親の就労希望)

「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」において、現在の就労状況とともに、調査時点以前の就労状況についても尋ねたところ、調査対象となった母親のうち、「以前働いていた」と回答した人は約半数の49.8%で、現在「働いていない」人の9割以上を占めています。

出生数の推移（東京都）



就学前（0～5歳）児童数の推移（東京都）



* 出生数：「人口動態統計」厚生労働省

* 就学前児童数：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」東京都総務局

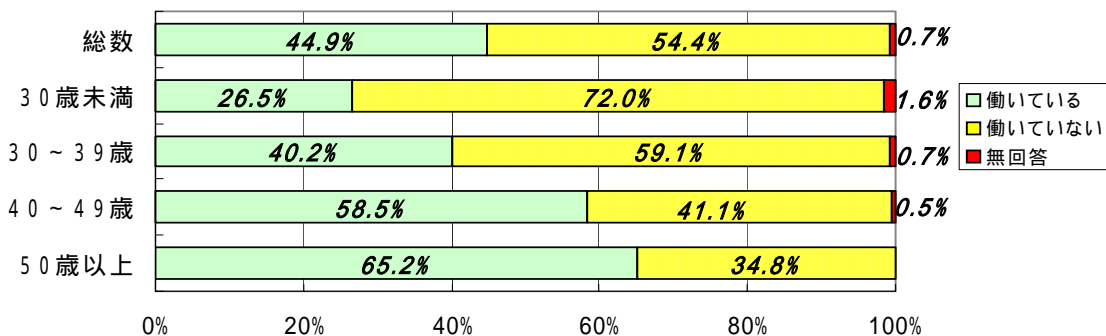
6歳未満の子どもがいる世帯の家族類型（東京都・全国）

	核家族世帯	その他親族世帯	出典
東京	91.3%	8.7%	平成12年「国勢調査」 総務省
全国	78.6%	21.4%	

父母の就労状況（東京都）

	働いている	働いていない	無回答	出典
父	98.5%	1.3%	0.2%	「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」福祉局
母	44.9%	54.4%	0.7%	

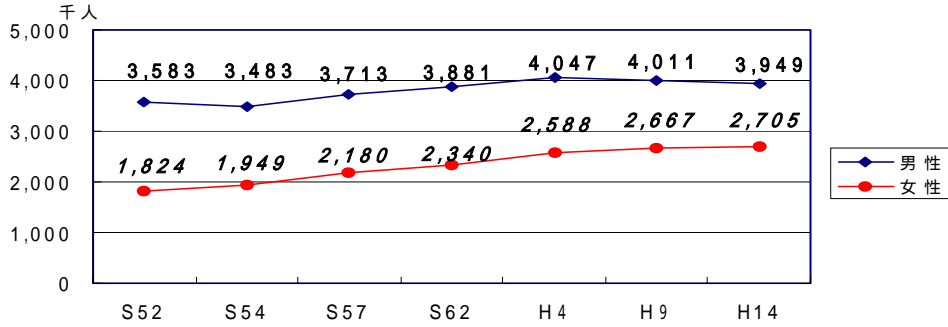
母親の年齢階級別就労状況（東京都） 「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」東京都福祉局



女性の有業率（東京都・全国） 「平成14年就業構造基本調査」総務省

	総数	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
東京	49.9%	72.3%	61.0%	59.0%	64.3%	68.3%	66.8%
全国	47.9%	68.7%	56.8%	61.1%	69.4%	71.5%	67.0%

都内の有業者数 「平成14年 都民の就業構造」東京都総務局



母親の就労状況等（東京都） 「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」東京都福祉局

<現在の就労状況>

総数	働いている	働いていない					無回答
			産休・育児休業中	病気等で休み	以前働いていた	働いたことはない	
4,791人	2,135	2,605	(83)	(9)	(2,384)	(129)	33
100.0%	44.9	54.4	(1.7)	(0.2)	(49.8)	(2.7)	0.7

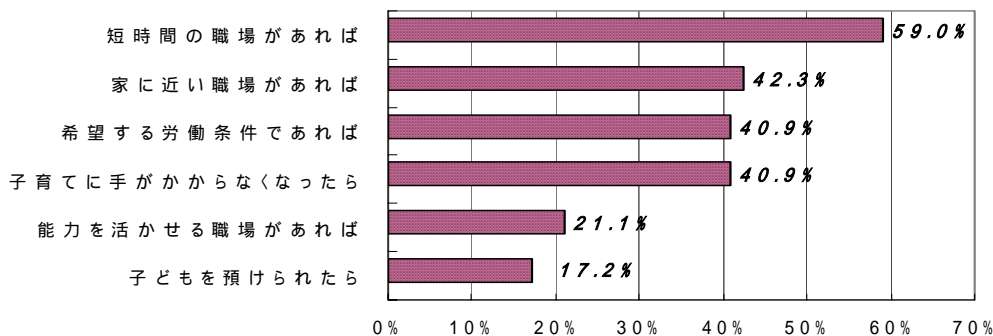
<仕事を辞めた理由 - 「以前働いていた」母親>

総数	結婚	出産	育児	その他	無回答
2,384人	861	951	210	354	8
100.0%	36.1	39.9	8.8	14.8	0.3

<今後の就労希望 - 産休・育児休業中以外で現在「働いていない」母親>

総数	今すぐにも働きたい	いずれ働きたい	今後も働くつもりはない	無回答
2,522人	255	1,735	440	92
100.0%	10.1	68.8	17.4	3.6

<就労するための条件 - 3つ以内の複数回答>



現在は働いていないが「以前働いていた」と答えた母親に、仕事を辞めた理由を尋ねたところ、「出産」が39.9%、「結婚」が36.1%、「育児」が8.8%と上位三つにあげられており、「結婚、出産、育児」が8割以上を占めています。

また、現在働いていない母親（産休・育児休業中の者を除く）に今後の就労希望を尋ねたところ、約8割の人が「働きたい」と回答しています。

その条件としては、「短時間の職場があれば」59.0%、「家に近い職場があれば」42.3%、「希望する労働条件であれば」「子育てに手が掛からなくなったら」が、それぞれ40.9%となっているほか、「子どもを預けられたら」が17.2%となっています。

(2) 東京の保育サービスの現状

ア 保育サービスとは

「保育サービス」とは、就学前の乳幼児について、親などの保護者が家庭において保育することができない場合に、保護者に代わって保育するサービスのことをいいます。

保育サービスの多くは保育所や保育室などの施設で提供されますが、家庭等に出向くファミリー・サポート・センター、訪問型一時保育、ベビーシッターなども「保育サービス」の一種です。

施設等で提供される保育サービスには、大きく分けて認可保育所と認可外保育施設の二種類があります。

認可外保育施設には、認証保育所、保育室、家庭福祉員やベビーホテルなどがあります。このうち、地方単独保育施策（認可保育所以外の保育施策で、その対象児童は待機児童に含めないこととしている施策）に該当するものは、都においては、認証保育所、保育室、家庭福祉員です。

イ 保育サービスの利用状況

東京では、0歳では約9割、3歳未満の児童の7割以上が在宅で育てられており、保育所に子どもを預けている家庭よりも、在宅で子育てをしている家庭の割合が高くなっています。

3歳以上の就学前児童についてみると、3割強が認可保育所及び認可外保育施設（認証保育所、保育室、家庭福祉員）を、6割程度が幼稚園を利用しています。

【保育サービスの類型】

施設において提供される保育サービス	
	<p>認可保育所：設備や職員配置などについて、国が定めた最低基準を踏まえた基準により、都道府県知事の認可を得て設置・運営される保育施設</p>
	<p>公立保育所 知事に届け出て、区市町村が設置した保育所をいいます。 最近では、運営・管理を民間事業者に委託するいわゆる「公設民営保育所」も増えつつあります。</p>
	<p>私立保育所 知事の認可を得て、社会福祉法人ほか民間主体が設置した保育所をいいます。 平成 12 年に、それまで社会福祉法人に限られていた設置主体の制限が撤廃され、株式会社や特定非営利活動法人（NPO）なども保育所を設置することができるようになりました。（各区市町村、国、都の負担金・補助金あり）</p>
	<p>認可外保育施設：認可保育所以外の保育施設</p>
	<p>認証保育所 13 時間以上の開所や0 歳児からの受け入れなど、東京都が定める要件を満たし、都知事が認証した保育施設。A 型（駅前基本型）と B 型（小規模・家庭的保育）があります。（公費による補助金あり）</p>
	<p>保育室 3 歳未満児を対象とした小規模・家庭的な保育施設。都では、保育サービス水準の向上のため、認証保育所 B 型への移行を進めています。（公費による補助金あり）</p>
	<p>家庭福祉員（保育ママ） 区市町村に登録された個人（家庭福祉員）が3 歳未満児（3 人まで）を家庭で保育する制度。（公費による補助金あり）</p>
	<p>事業所内保育施設 事業所や病院等において、その従業員の乳幼児を対象にした保育施設。 （公費による補助金あり）</p>
	<p>ベビーホテル 上記保育施設以外で、 午後 7 時以降の保育を行っている 宿泊を伴う保育を行っている 時間単位での乳幼児の預かりを行っている のいずれかの要件に該当するもの。（公費による補助金なし）</p>
その他の保育サービス（保育施設以外で提供される保育サービス）	
	<p>幼稚園における預かり保育 在園児を対象に、保護者の就労や急用などのときに開園時間の前後に預かって保育する。（公費による補助金あり）</p>
	<p>ファミリー・サポート・センター 育児の援助等を行いたい者と受けたい者からなる会員で組織される地域の子育て支援組織。（公費による補助金あり）</p>
	<p>訪問型一時保育 保護者が病気や入院等により緊急で一時的に保育が必要となる場合、自宅に保育士等を派遣する。（公費による補助金あり）</p>
	<p>ベビーシッター 家庭や旅行先などに出向いて子どもの世話をする。（公費による補助金あり）</p>

認可保育所及び認可外保育施設（認証保育所、保育室、家庭福祉員）の利用児童数は、平成 16 年 4 月現在で、約 16 万 5 千人になります。

(認可保育所)

核家族の増加や共働き家庭が一般化する中で、就学前児童に占める認可保育所在籍児童の割合は増え続け、現在では、都内の就学前児童の 4 人に 1 人は認可保育所を利用しています。

平成 16 年 4 月 1 日現在の認可保育所数は 1,629 か所、利用児童数は 157,163 人になります。

その内訳は、0 歳児が 10,132 人、1 歳児が 22,134 人、2 歳児が 27,820 人、3 歳児が 31,653 人、4 歳以上児が 65,424 人となっています。

半年後の、平成 16 年 10 月 1 日現在の利用児童数の状況を見ると 161,523 人で、4 月に比べて 4,360 人増加しています。特に、0 歳児は 11,769 人となり、1,637 人、16%以上増えています。

年齢別の定員と入所児童の状況を見ると、4 月時点では、0 歳児と 4 歳以上児に空きがあるのに対し、1～3 歳児については、取扱人員を既に超過しています。

10 月になると、4 月以降に生まれた、あるいは保護者の育児休業が明ける 0 歳児の需要が急増するため、0 歳児の空きはほとんどなくなります。一方、4 歳以上児については、1,323 人分の空きがあります。

(認証保育所)

平成 13 年 8 月に第一号が開設して以来、認証保育所は、施設数、利用児童数とも増加しています。

駅前型である A 型は、平成 16 年 4 月現在、140 か所が開設しています。保育室制度からの移行を中心とする B 型は、72 か所となっています。

平成 17 年 3 月には、A 型、B 型あわせて 256 か所になりました。

利用児童数についてみると、平成 16 年 4 月現在、A 型では 3,571 人に達しています。年齢別にみると、1 歳児が 1,227 人(34.4%)、2 歳児が 1,052 人(29.5%)、0 歳児が 540 人(15.1%)で、0～2 歳児が約 8 割を占めています。

また、0～2 歳児を対象とした B 型の利用児童数は、1,020 人となっています。

平成 16 年 10 月現在の利用児童数を見ると、A 型で 5,419 人、B 型で 1,455 人、合計 6,874 人に増えています。

【認可保育所と認証保育所の比較】

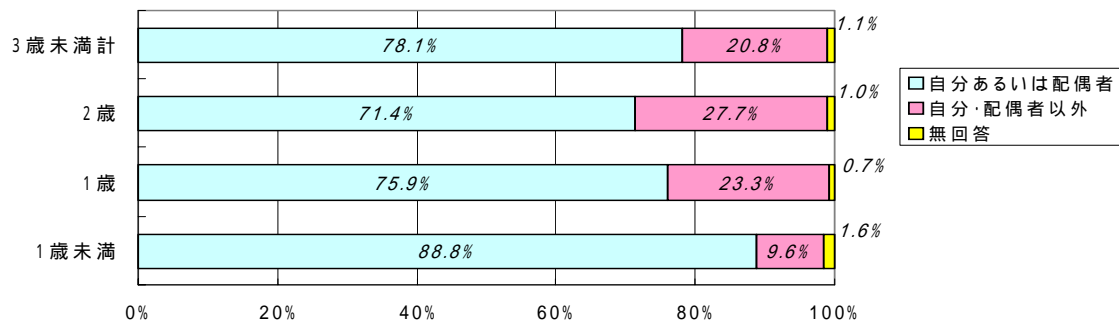
区 分	認可保育所	認証保育所
1 目的	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設定された保育施設
2 設置主体	区市町村（届出） 社会福祉法人、民間事業者等（認可）	A型 民間事業者等 B型 個人
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定。	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 対象児童	0～5歳	（零歳児保育義務づけ） A型 0～5歳 B型 0～2歳
5 規模	20人以上	A型 20～120人 B型 6～29人
6 施設基準	児童福祉施設最低基準	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、 ほふく室 （0、1歳児室）	1人当たり 3.3㎡以上	A型 3.3㎡以上（2.5㎡まで弾力化） B型 2.5㎡以上
保育室・ 遊戯室 （2歳以上児室）	1人当たり 1.98㎡以上	1人当たり 1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳以上児 1人当たり 3.3㎡以上（付近の代替場所でも可）	A型 2歳以上児 1人当たり 3.3㎡以上（付近の代替場所でも可） B型 特に規定せず
7 職員	児童福祉施設最低基準	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可 ただし、年齢別保育従事職員定数の6割以上は保育士
配置基準	0歳児：3人につき1人以上 1・2歳児：6人につき1人以上 3歳児：20人につき1人以上 4歳以上児：30人につき1人以上	認可保育所と同様の配置基準
8 開所時間	11時間が基本	13時間以上が要件
9 保育内容	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる
10 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が徴収（同一区市町村内は同一の料金体系）	下記の上限内の範囲内で自由設定 3歳未満児：80,000円 3歳以上児：77,000円 （月220時間以下の利用の月額）

【保育室から認証保育所B型へのレベルアップ】

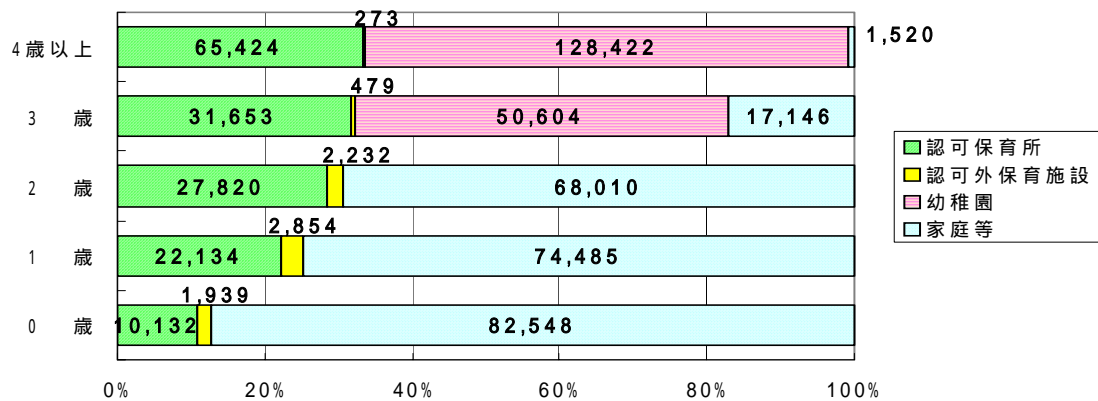
区 分	保育室	認証保育所 B 型
職員配置	0歳児 3：1以上 1、2歳児 6：1以上	0歳児 3：1以上 1、2歳児 6：1以上 全体でさらに1人
施設面積	1人当たり 2.0㎡以上	0、1歳児 1人当たり 2.5㎡以上 2歳児以上 1人当たり 1.98㎡以上
保育士資格者	保育従事者の1/2以上	職員定数の6割以上は正規職員かつ有資格者

就学前の子どもの日中の世話

「平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査」東京都福祉局



就学前児童の保育サービス等の利用状況



* 認可保育所：H16.4.1 現在、認可外保育所（認証保育所：H16.4.1 現在。家庭福祉員・保育室：H16.6.1 現在）
 幼稚園：H16.5.1 現在 以上、東京都福祉保健局
 総人口：H16.1.1 現在（「住民基本台帳に基づく東京都の世帯と人口」東京都総務局）

保育サービスの利用状況

東京都福祉保健局

< 認可保育所 >

平成 16 年 4 月 1 日現在及び 10 月 1 日現在

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
取扱人員（4月）	159,715	11,805	21,857	26,992	31,630	67,431
入所児童数・4月	157,163	10,132	22,134	27,820	31,653	65,424
入所児童数・10月	161,523	11,769	22,968	28,450	32,228	66,108

< 認証保育所 >

平成 16 年 4 月 1 日現在及び 10 月 1 日現在

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
利用児童数・4月	4,591	786	1,659	1,394	479	273
A型	3,571	540	1,227	1,052	479	273
B型	1,020	246	432	342		
利用児童数・10月	6,874	2,022	2,188	1,739	610	315
A型	5,419	1,453	1,677	1,364	610	315
B型	1,455	569	511	375		

認証保育所の施設数及び利用児童数 東京都福祉保健局
エラー! リンクが正しくありません。

*平成14年は3月1日現在。平成15年、16年は、4月1日現在。

保育サービスの利用状況 東京都福祉保健局

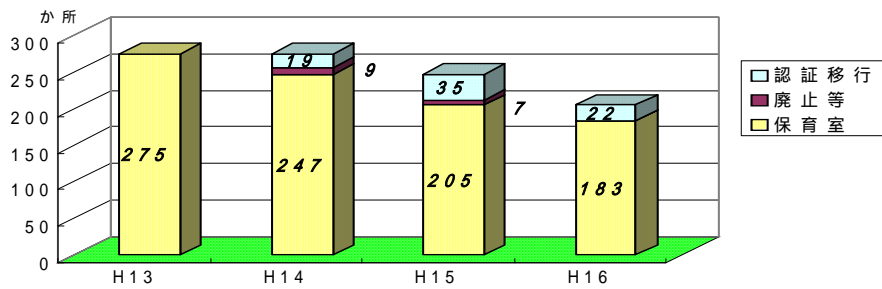
< 保育室 >

平成16年6月1日現在

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	施設数
12年度	3,714	1,253	1,298	892	141	130	265
14年度	2,648	828	1,027	793			225
16年度	2,010	613	789	608			169

認証保育所への移行状況

各年3月1日現在



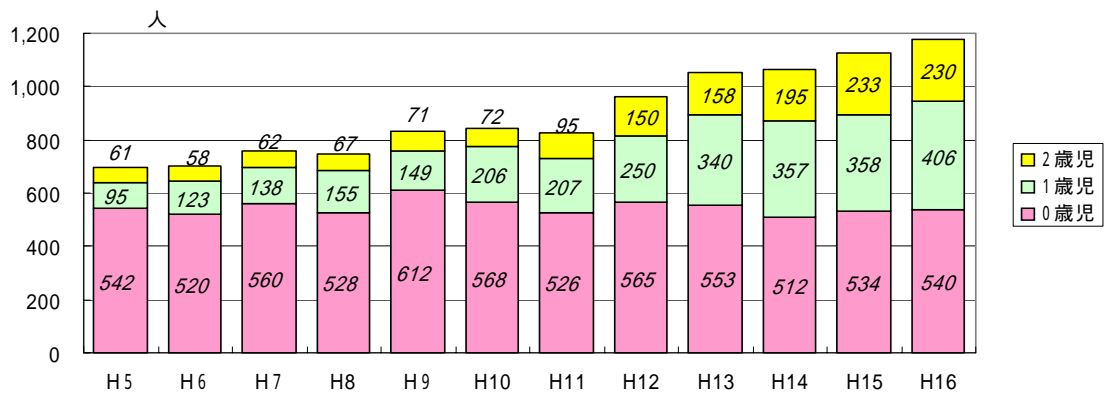
< 家庭福祉員 >

平成16年6月1日現在

	登録	受託	利用総数	0歳児	1歳児	2歳児
16年度	628	531	1,176	540	406	230

利用児童数の推移

各年6月1日現在



A型の利用児童数は、1歳児が1,677人、2歳児が1,364人、0歳児が1,453人となっています。認可保育所と同様、0歳児の利用が急増し、利用児童数全体の4分の1以上となっています。

(保育室)

3歳未満の児童を対象とした保育室は、平成12年には3,714人が利用していましたが、認証保育所制度創設後は、施設のレベルアップを目的とした認証保育所への移行が進んでおり、施設数、利用児童数とも減少しています。

平成14年と平成16年(各年とも6月現在)を比較すると、施設数は225か所から169か所に、利用児童数は、2,648人から2,010人に減少しています。年齢別にみると、0歳児が613人、1歳児が789人、2歳児が608人となっています。

認証保育所を創設した平成13年度から平成17年3月までの間に、90の保育室が認証保育所に移行しています(A型23カ所、B型67カ所)。

(家庭福祉員(保育ママ))

家庭福祉員(いわゆる「保育ママ」)は、保育の知識・経験をもつ一定の資格を満たす人が、3歳未満の子どもを自宅で預かるものです。

主に0歳児の受け入れ先として活用され、平成5年度には利用児童数の8割弱を0歳児が占めていましたが、0歳児の比率はそれ以降徐々に低下し、平成14年度には5割を切りました。

一方で、1、2歳児の利用は増加しており、利用児童数全体では増加しています。

平成16年6月現在の登録福祉員は628人、うち児童を受託している福祉員は531人になります。

利用児童数は、0歳児が540人、1歳児が406人、2歳児が230人となっています。

(その他)

認可外保育施設には、このほかに、事業所や病院などにおいて、従業員の乳幼児を対象に保育を行う事業所内保育施設やベビーホテルなどがあります。

ベビーホテルは、保育サービスの内容や保育環境の面で、課題が多いといわれていますが、待機児童、特に乳幼児の受け入れ先として、また、夜間から深夜にかけての預け先(保育所等との二重保育など)として、近年は施設、利用児童数とも増加しています。

ウ 認可保育所における保育サービスの実施内容

(延長保育)

認可保育所は、月曜日から土曜日まで、1日11時間開所で、その時間内での保育サービスを基本としています。開所時間はおおむね、午前7時30分から午後6時30分ごろに設定されています。

この基本時間の前後に行う保育を「延長保育」といいます。

長い通勤時間や不規則勤務など、大都市では早朝や夜間の延長保育に対するニーズが高まっていますが、すべての認可保育所が延長保育を実施しているわけではありません。

近年、延長保育を実施する認可保育所は増加しているものの、平成16年度末現在の実施率は67.4%にとどまっています。このうち、2時間以上延長保育を行っている保育所は、81か所で、全保育所の5.0%にすぎません。

(零歳児保育)

厚生労働省の調査によると、育児休業制度を設けている事業者の割合は、事業所規模5人以上で約6割で、その期間は「子が1歳未満」が86.1%となっています。

一方、女性が取得した育児休業期間についてみると、「10か月～12か月未満」が41.4%と最も多く、次いで「6か月から10か月未満」が26.9%となっています。

12か月以上取得した人は7.8%にすぎず、子どもが1歳になる前にほとんどの母親が職場に復帰しています。

こうした状況からも、零歳児保育の需要は非常に高いと推測できますが、都内認可保育所の零歳児保育実施率は、平成16年4月現在で74.3%であり、そのうち3か月未満児からの受入を行っている保育所は775か所、全体の47.6%にとどまっています。

(休日保育、病後児保育)

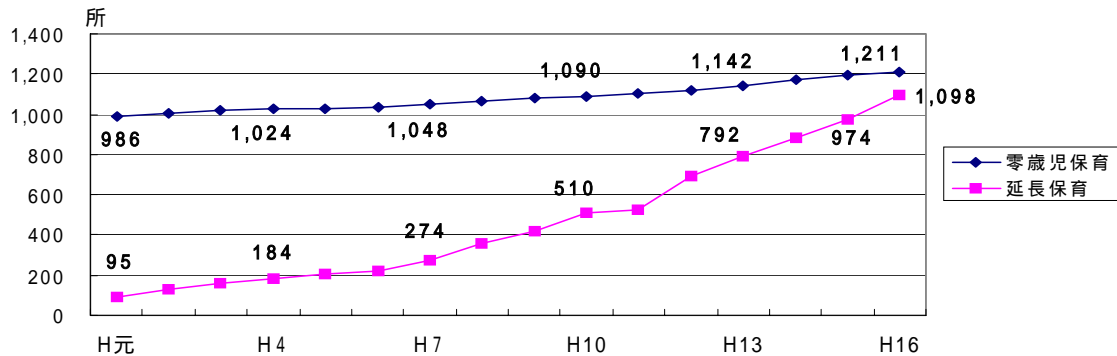
第三次産業の従事者が8割を超える東京では、小売業や娯楽関連サービス、福祉関連事業など、休日に勤務する人も多く、休日保育のニーズは高いといえます。

また、平成15年度に東京都が行った調査によると、「育児を支援する制度」として、働く女性の希望が最も多いものが「看護休暇制度」で、45.1%となっています。一方、事業所の実態をみると、「看護休暇制度」を有する事業所は9.2%と1割に満たない状況です。

認可保育所における保育サービス

東京都福祉保健局

< 延長保育及び零歳児保育の実施か所数の推移 >



< 延長保育の実施状況 >

平成 17 年 3 月 31 日現在

総数	実施	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間～	未実施
1,629 所	1,098	1,017	65	13	2	0	2	531
100.0%	67.4%	62.4%	4.0%	0.8%	0.1%	0.0%	0.1%	32.6%

注：11 時間を開所時間の前後に延長保育を実施している施設があるため、各延長時間欄の合計と実施施設数とは一致しない。

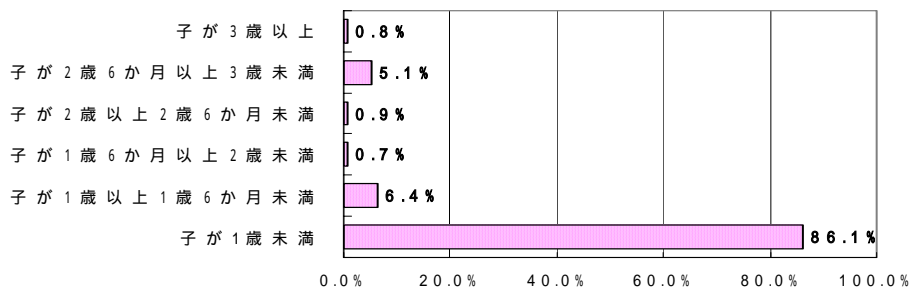
育児休業制度の状況

「平成 14 年度女性雇用管理基本調査」厚生労働省

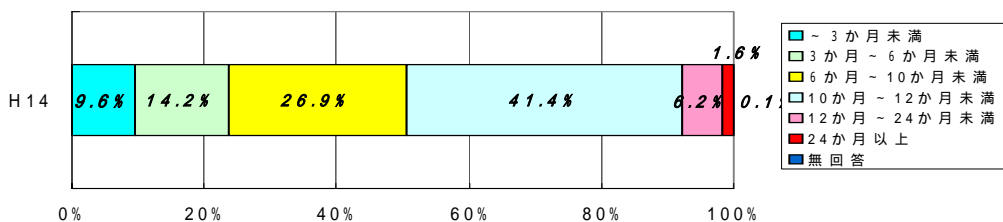
< 育児休業制度の規定のある事業所 >

	規定あり
事業所規模 5 人以上	61.4%
事業所規模 30 人以上	81.1%

< 育児休業期間 - 規定のある事業所 >



< 取得した育児休業期間 >



両立支援と実態

「平成15年度男女雇用平等参画状況調査」東京都産業労働局

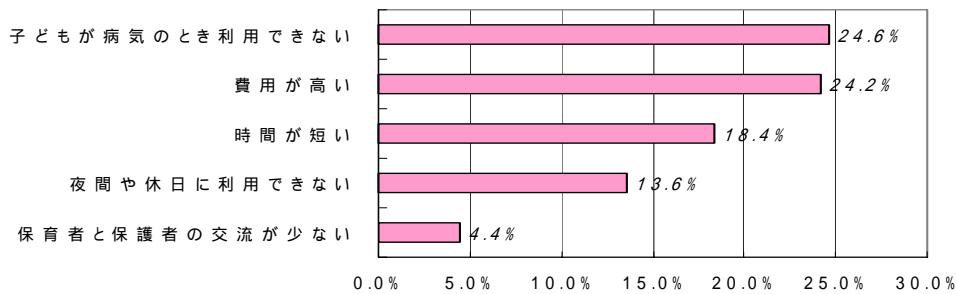
<女性従業員が希望する制度（3つまで回答）と企業の整備状況>

希望する制度（主なもの）		制度のある企業の割合
看護休暇制度	45.1%	9.2%
短時間勤務制度	34.2%	55.5%
フレックスタイム制度	34.0%	18.3%
育児に要する経費の援助	28.5%	3.4%
始業・就業時刻の繰上・繰下	23.5%	40.2%

子どもを預けていて不満に思うこと

「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」東京都福祉局

（複数回答）



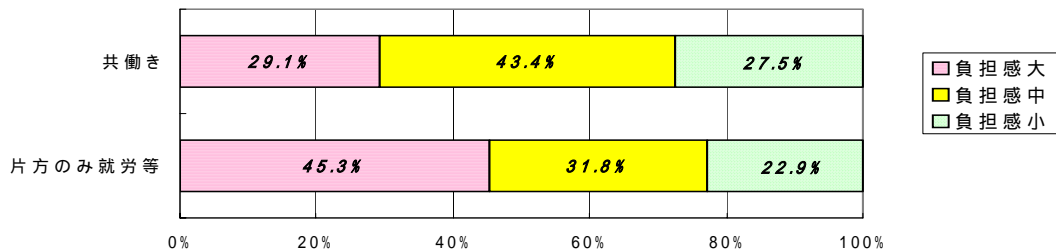
あればよい在宅サービス

「平成14年度東京都社会福祉基礎調査」東京都福祉局

項目（上位3つ）	
緊急時に預かってくれる	46.1%
リフレッシュを目的として預かってくれる	20.0%
夜間早朝休日などに預かってくれる	8.9%

子育ての負担感（女性）

「平成12年度子育てに関する意識調査」子ども未来財団



待機児童の状況

東京都福祉保健局

平成16年4月1日現在及び10月1日現在

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
待機児童数・4月	5,223	475	1,841	1,501	1,068	338
待機児童数・10月	8,733	2,355	2,643	2,283	1,114	338

都内の認可保育所における実施状況（16年度実績）をみると、日曜・休日に子どもを預かる「休日保育」を実施しているのは19か所です。

また、病気の回復期にある子供を保育する「病後児保育」を実施しているのは認可保育所をはじめとして、児童福祉施設や医療機関など45か所と派遣型が1か所あります（16年度実績）。

東京都が行った調査においても、「子どもを預けていて不満に思うこと」として、「子どもが病気のとき利用できない」が24.6%、「夜間や休日に利用できない」が13.6%と上位に挙げられています。

（一時保育）

これまで、「保育サービス」は、「仕事と子育ての両立支援」のためのサービスとして位置づけられ、保育施策は展開されてきました。

しかし、近年の調査では、共働き家庭の母親に比べて、専業主婦の母親の方が子育ての負担感が大きいという結果もでています。

日中在宅で子どもの世話をしている家庭が望む在宅支援サービスとしては、「緊急時に預かってくれる」が46.1%、「リフレッシュを目的として預かってくれる」が20.0%、「夜間早朝休日などに預かってくれる」が8.9%となっています。

しかし、保護者の育児疲れなどの場合に子どもを預かる一時保育を実施している認可保育所は、256か所、実施率は約16%にとどまっています（平成15年度実績）。

エ 待機児童の状況

保育所入所待機児童とは、区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件が該当しているにもかかわらず、入所できない児童をいいます。

平成16年4月現在の待機児童数は、5,223人で、その内訳は、0歳児が475人、1歳児が1,841人、2歳児が1,501人、3歳児が1,068人、4歳児以上が338人となっており、0～2歳の低年齢児が約7割を占めています。

10月1日現在の待機児童数についてみると、4月時点と比較して、0歳児が2,355人と約5倍となっているほか、1歳児は2,643人で1.4倍に、2歳児は2,283人で1.5倍になっており、0～2歳児が大幅に増加しています。

これに対し、3歳児は46人の増、4歳児以上では、待機児童数には変化はありません。

待機児童数と取扱人員枠の状況を見ると、年齢ごとにばらつきがあり、年齢別の取扱人員枠のミスマッチが待機児童発生の一因となっているといえます。

一方、定員に空きがあるにもかかわらず、待機児童が発生する理由としては、保育所の所在地や提供されるサービス内容が利用者のニーズに合っていないことが考えられます。

(3) 保育サービスの課題

これまでにみてきた、東京の子育て家庭と保育サービスの状況を踏まえ、東京における保育サービスの課題を、サービスの内容、量、質、制度という点から整理します。

ア 都市型保育ニーズへの対応

現在の保育所制度は、昭和 22 年の児童福祉法の制定にはじまります。

法が制定された当時は、保育所は、日中家庭に世話をする者がいない（保育に欠ける）児童を入所措置する施設として位置づけられていました。

しかし、その後の都市化の進展、社会の成熟化に伴うライフスタイルや就労形態の多様化は、保育ニーズの多様化、高度化をもたらしました。

こうした状況を踏まえ、平成 9 年に児童福祉法が改正され、それまでの区市町村の措置による保育所入所のしくみから、利用者が希望する保育所を選択するしくみに改められました。

さらに、すべての保育所が乳児保育を実施できる体制の整備（乳児保育の一般化）や、延長保育・一時保育を保育所が自主的・主体的に行えるよう、事業の見直しが行われました（平成 10 年 4 月施行）。

しかし、実際には、これまでみてきたように、保育サービスの中核を担っている認可保育所では、こうしたサービスへの取組は、十分ではありません。

利用者本位の保育サービスを提供するためには、認可保育所をはじめ、それぞれのサービス提供主体が、延長保育や病後児保育、休日保育など、都市型保育サービスの充実に努めていくことが必要です。

イ すべての子育て家庭に対するサービスの必要性

現行では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子どもを入所させることはできません。

児童福祉法施行令には、「保育に欠ける」要件として、保護者が「昼間労働することを常態としていること」を挙げています。このため、契約社員やパートタイムなど、不規則な就労形態にある人は、就労していても、認可保育所を利用することが難しくなっています。

また、在宅で子育て中の家庭が、育児疲れなどを理由に利用することも、現状では困難です。

先ほど述べたように、在宅で子育てをしている家庭では、子育ての孤立化や育児疲れなど様々な悩みを抱えていても、保育所に子どもを預けている家庭に比べ、専門スタッフからの助言を得る機会が非常に少ないという実態があります。

こうした子どもと家庭に対して、その豊富な人材と知識の集積を活用し、支援を行っていくことも、今後、保育所が果たしていくべき役割の一つです。

パートタイム就労や在宅で子育てをしている家庭などについても、必要なときに利用できるよう、すべての子育て家庭を対象とした保育サービスを拡充するとともに、保育所のノウハウを地域社会に還元することが求められています。

< 児童福祉法施行令(保育の実施基準) >

第 27 条 法第 24 条第 1 項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

ウ 保育サービスの量の拡大

都市型保育ニーズに対応するため、都は様々な取組を進めてきましたが、これまでみてきたように、平成 16 年 4 月時点で 5,223 人、10 月時点で 8,773 人の待機児童が存在しています。

こうした待機児童を解消していくためには、まず、保育サービスの中核を担う認可保育所が、受入れ枠の拡大や取扱人員の弾力化など、地域の実情に即した対策を講じることが必要です。

その上で、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員など、様々な施策を組み合わせ、総体として保育サービスの供給体制を確立し、都民のニーズに応えられる保育サービスの量を確保していかなければなりません。

その際、いわゆる「待機児童」だけでなく、在宅で子育てをしている家庭や不規則な仕事に就いている人、また、育児休業中の人など潜在的な保育ニーズを視野に入れることも必要です。

エ 保育サービスの質の向上

保育サービスは、行政や施設職員の都合ではなく、利用者である子どもや保護者の立場を第一に考えて、提供することが重要です。

零歳児保育や延長保育などの都民ニーズに応じていく際にも、子どもがより良い環境の中で過ごすことができるよう、保育環境の確保をより重視しなければなりません。

特に、長時間保育については、常に子どもの健全な発達と最善の利益の確保という視点が欠かせません。

しかし、現実には、大都市ニーズに対応した保育サービスが不足しているため、ベビーホテルなどの認可外保育施設や二重保育を利用せざるを得ない人が存在しています。

提供主体やサービスのメニューにかかわらず、だれもが安心してニーズに応じた保育サービスを利用できるようにするためには、サービスの水準を向上させるとともに、利用者支援・利用者保護の取組を進めていくことが必要です。

3 都がめざす保育サービス

(1) 基本的な考え方

子育ての第一義的な責任は、親にあることは、言うまでもありません。

その一方で、子育て支援ニーズが高まっており、保育サービスは、従来のような経済的な理由や養育困難等の理由により、保育を必要とする子どもたちへの支援を中心とした福祉的サービスから、だれもが必要なときに利用する、より普遍的なサービスへと変化してきています。

例えば、都内の認可保育所利用世帯の所得状況を見ても、所得税課税世帯は、高度経済成長がはじまり、保育需要が高まりを見せた昭和 45 年には約 5 割でしたが、現在ではほぼ 8 割程度で一定しています。

もちろん、現在でも、経済的理由やひとり親家庭の優先入所等、福祉的ニーズに対する子育て支援のセーフティネットを確保するという行政の責任は、変わるものではありません。

特に、虐待等の増加に伴い、家庭環境、経済困窮等の理由により養育困難等の問題を抱えるなど、福祉的保育サービスを必要とする子どもに対し、その健全な発達を保障することは、行政が公的な責任において果たすべき役割です。

これからの保育サービスを考える上で大切なのは、子どもの豊かな育ちを守る視点と、多様化するニーズを現在の制度に当てはめて利用者を限定したり、利用者に不便を強いるのではなく、ニーズの変化に応じて制度そのものやサービス内容を柔軟に見直すことです。

こうした視点に立って、すべての利用者が、子どもの健全な発育を保障する質の高いサービスを安心して利用できるよう、子育て支援施策の充実を図っていきます。

(2) これまでの都の取組

ア 認証保育所制度の創設

都市型保育ニーズに柔軟、的確に応えるとともに、NPO 法人や民間企業など、多様な事業主体の参入を促進し、事業者間の競い合いを通じて、保育サービスの向上を図ることを目的に、平成 13 年度に都独自の認証保育所制度を創

設しました。

認証保育所には、主に駅改札口から徒歩5分以内に設置することを基本とし、大都市特有の多様な保育ニーズに応えるA型と、保育室からの移行を中心とした小規模・家庭的なB型があります。

制度開始以来、株式会社をはじめとして多くの民間事業者が参入し、平成17年3月現在、その数は256か所、定員7,522人となっています。

認証保育所の利用者の就労状況をみると、約9割が職に就いており、認可保育所入所児童の保護者と大きな相違はありません。

仕事を持っていても、勤務時間や勤務地等の関係で、認可保育所を利用できなかった層に利用されていると考えられます。

保育室からの移行状況をみると、平成17年3月現在、90の保育室が認証保育所に移行しています。ベビーホテルから認証保育所に移行した事例もあり、認可外保育施設のレベルアップも進んでいます。

イ サービス推進費の再構築

社会福祉法人等が設置・運営する認可保育所には、国基準の保育所運営費や都と区市町村がともに行う運営費補助のほかに、「民間社会福祉施設サービス推進費補助金」を都が直接補助しています。

しかし、従来のサービス推進費は、施設の定員規模や児童数、職員の平均経験年数などから一律に算定されるしくみとなっており、利用者ニーズに応じてサービス向上を図る施設の取組を踏まえたしくみには、なっていませんでした。

このため、都は、平成16年度から、都として望ましいサービス水準を確保するとともに、零歳児保育や延長保育等大都市保育ニーズに応じたサービスの提供や、地域の子育て家庭に対する支援など、施設の取組に応じたしくみへと再構築しました。

これを受けて、各保育施設においても、利用者ニーズを踏まえたサービス提供の実施に向けた取組が促進されています。

例えば、平成15年度の実績と平成16年度の実施見込を比較すると、2時間以上の延長保育を行う民間の認可保育所は、33か所から66か所と、2倍に増えています。

認証保育所制度

都民のニーズ

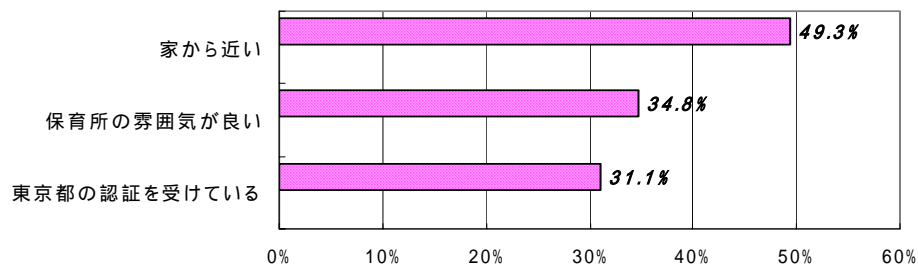
産休明けから預けたい
残業している間も預かってほしい
行政の目が届く保育所に預けたい
安心できる料金で預かってほしい

認証保育所の特徴

零歳児保育の義務付け
13時間以上開所の義務付け
都知事が認証し、区市町村と指導
料金は自由設定、上限を制度化
利用者と保育所の「直接契約」
多様な事業者によるサービスの競い合い

<参考>

都が行った認証保育所の利用者（保護者）に対するアンケート調査の概要
認証保育所を選んだ理由



「東京都認証保育所実態調査結果報告書」（平成16年東京都福祉局）より

サービス推進費の再構築

再構築前

施設の定員規模
利用者の状況
職員の平均勤続年数

一律に算定

再構築後のあり方

基本補助
都として望ましい保育水準の確保

- ・コア人材経費
- ・人材育成支援経費
- ・苦情解決経費

施設の取組に対する経費

- ・特別保育事業等推進加算
利用者ニーズの高いサービスの充実
- ・保育所地域子育て支援推進加算
地域の子育て支援の取組に加算

経営改革の推進のための加算

- ・第三者評価の受審費 など

また、病後児保育や一時保育の実施施設が増えたほか、延長保育時間帯における零歳児の受入、障害児保育事業、アレルギー児対応などの取組も進んでいます。

ウ 福祉サービス第三者評価の実施

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択し、利用するためには、サービスを選ぶための情報と、それを分かりやすいかたちで提供するしくみが必要です。

都における福祉サービス第三者評価システムは、事業者でも、利用者でもない第三者に当たる評価機関が事業者と契約を締結し、客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者のマネジメント力などを評価し、その結果を公表するものです。

利用者は、評価結果情報を活用し、様々な事業者やサービスを比較し、選択することができます。また、事業者も自らのサービスのレベルや経営上の課題を把握し、改善を図ることが可能となります。

東京都では、平成 15 年度から、認可保育所や認証保育所を含めた 35 種類のサービスを対象に第三者評価を本格実施しています。平成 16 年度には、対象サービスを 45 種類に拡大しました。平成 17 年度には 58 サービスにまで拡大する予定です。

保育施設は、こうした第三者評価を積極的に受審し、利用者に公表するとともに、その結果を活用して、自らのサービスを点検し、常に利用者サービスの向上に努めていくことが必要です。

エ 保育事業者向けガイドラインの発行

都では、福祉サービスの利用者が安心してサービスを利用できるよう、福祉サービスに新たに参入する事業者や、既に事業を行っているサービス提供事業者が利用者本位の福祉サービスを提供していくための「指針」となる「事業者向けガイドライン」を作成しています。

保育サービス事業者に向けては、「保育サービス事業者向けガイドライン 認可・認証保育所」を平成 15 年 1 月に発行しました。

保育事業者向けガイドラインでは、認可・認証保育所制度の概要や事務手続き、事務取扱要綱や施設基準など関係規程を掲載しています。

また、利用者と事業者が安心して契約を結べるように、
認可・認証保育所の「重要事項説明書」
認証保育所が利用者と契約を結ぶ際の「モデル契約書」
などを盛り込んでいます。

(3) 施策の方向性

今後、都は、次の4つの点を重視して、保育施策を進めていきます。

ア 保育サービスの供給体制の確保

第一に、多様化する都民の保育ニーズに応じたサービスの提供体制を確保することです。

都民のさまざまな保育ニーズに対応するため、認可保育所や認証保育所、家庭福祉員など、保育サービスの提供主体がそれぞれの特性を活かしたサービスを提供し、保育サービスを必要とする子育て家庭が、自らサービスを選択し、利用できる環境を整備していくことが必要です。

特に、保育サービスの中核を担っている認可保育所には、利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供していくことが求められます。

その中でも、障害児保育や病後児保育など、認可外の保育施設では対応が難しいサービスを、積極的に提供していく役割が期待されています。

こうした観点に立って、都は、保育の実施主体である区市町村を支援していきます。

イ 保育所制度改革と都市型保育サービスの展開

第二に、保育所制度改革を推進し、都市型保育サービスを充実させることです。

利用者本位の福祉を実現するためには、在宅の子育て家庭やパートタイム等

で働く家庭についても、必要に応じて認可保育所のサービスが利用できるようにしなければなりません。

また、開所時間の延長、零歳児保育など、都市型保育ニーズに的確に応えるサービスを確保していくことが必要です。

そのため、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件の見直し、直接契約が可能となる制度への転換など、保育制度の改革を進めるよう、都は、国に働きかけていきます。

ウ 保育サービスの質の向上

第三に、保育サービスの質を確保することです。

利用者本位のサービスという視点から、「保育の質」を考えた場合、利用者の満足度が高いサービスが、質の高い保育サービスということができます。

しかし、利用者の生活に必要不可欠なものであるにもかかわらず、ニーズに見合ったサービス量が確保できていないことなどから、必ずしも満足できるサービスを利用できないのが現状です。

こうしたことを踏まえ、不適切な事業者に対する監視指導など、チェック体制を強化するとともに、よりよいサービス提供を目指す事業者に対しては、レベルアップのための誘導策を実施するなど、より積極的な支援を行い、保育サービスの質を確保するという行政の責任を果たしていきます。

また、客観的な視点で、施設基準や人員配置、事業の運営状況などをチェックし、事業者自らが保育サービスの質の確保・向上に努めるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促進していきます。

さらに、利用者に対し、サービスを選択するための情報を十分に提供するとともに、事業者との間でトラブルが生じた際に、問題を速やかに解決するための苦情対応や相談窓口を整備するよう、区市町村を支援していきます。

エ 地域における子育て支援

第四に、すべての子育て家庭を視野に入れた、子育て支援を展開することです。

保育ニーズが多様化・一般化する中で、従来の「仕事と家庭の両立支援」から、すべての子育て家庭に対する支援へと、保育施策のあり方を転換していくことが求められています。

保育所についても、そこに入所している子どもだけでなく、家庭と地域の養育力を高めるための支援を行う拠点として、地域支援の機能を強化することが必要です。

保育所は、その専門性に加えて、地域に広く設置されているというメリットがあります。こうした特性を生かし、今後の保育所には、親子が集える場を積極的に提供したり、一時保育や子育て相談等を通じて、地域の子育て家庭を支えていくことが求められています。

また、児童虐待など、近年生じている子どもと家庭をめぐる様々な問題を未然に防止し、早期発見するという観点から、保育所が、児童相談所や子ども家庭支援センターなど、地域の行政機関等と協力して子どもと家庭を支援することも必要です。

都は、区市町村と連携し、地域支援に取り組む保育所を支援し、地域における子育て支援拠点の充実を図っていきます。

4 事業計画

地域における保育サービスをどのように展開していくかについては、保育の実施主体である区市町村が、それぞれの地域の保育ニーズや提供主体の状況を把握したうえで、方向性を策定し、進めるものです。

都は、こうした考え方に立って、区市町村におけるニーズ調査や計画等に基づいて、目標値を設定しました。

今後、この事業計画に基づき、都民が必要なサービスを選択し、利用できるよう、区市町村を支援していきます。

(1) 保育サービスの供給体制の確保

認可保育所、認証保育所、家庭福祉員(保育ママ)

認可保育所において、受け入れ枠の拡大や取扱人員の弾力化などの取組を進めるとともに、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員(保育ママ)など、保育サービスの提供主体が、それぞれの特性を活かしたサービスを提供することにより、平成21年度に、おおむね184,700人の児童が、保育サービスを利用できる体制を確保します。

区市町村が、それぞれの地域の実情に応じ、様々な保育サービスを組み合わせることで住民に必要なサービス量を確保できるよう支援していきます。

なお、保育室については、レベルアップを促進し、早期に全施設(平成16年6月現在 169施設)の認証保育所B型への移行を目指します。

保育サービスの利用児童数

16年度 164,940人  21年度 184,700人

(2) 都市型保育サービスへの転換

延長保育

不規則勤務や交替制勤務、長い通勤時間等による、延長保育のニーズに対応するため、認可保育所における延長保育の実施率について、平成21年度までに10割を目指します(ニーズの少ない島嶼部は除く)。

現在は、都内で 81 か所、全認可保育所の 5.0%（延長実施保育所のうち 7.3%）でしか実施していない 2 時間以上の延長については、延長実施保育所のうち 2 割での実施を目指します。

延長保育の実施率（都内全認可保育所）

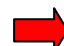
16 年度 7 割弱  21 年度 10 割（島しょ部除く）


2 時間以上延長の実施率（延長実施保育所のうち）

16 年度 0.7 割  21 年度 2 割

休日保育、病後児保育


現在、休日保育は 14 区市（19 か所）、病後児保育についても 32 区市（45 か所及び派遣型 1 か所）で実施していますが、都民ニーズを踏まえ、平成 21 年度には全区市での実施を目指します。

休日保育実施区市 16 年度 14 区市  21 年度 49 区市

病後児保育実施区市 16 年度 32 区市  21 年度 49 区市

夜間保育

通常の保育時間を概ね午前 11 時から午後 10 時までとする夜間保育を実施している認可保育所は、現在都内で 2 か所です。夜間勤務を常態とする保護者の存在など、都民のニーズを踏まえ、平成 21 年度までに 2 か所増やし、4 か所を実施します。

夜間保育実施保育所 16 年度 2 か所  21 年度 4 か所

(3) 地域における子育て支援

子ども家庭支援センター

児童福祉法の改正により、区市町村が児童相談の第一義的な窓口として法的に位置づけられました。

都は、地域における身近な子育て支援機関として、「子ども家庭支援センター」の設置を進めていますが、17年度からは現行基準では人員体制整備が困難な町村部においても整備が進むよう、新たに「小規模型」を創設し、平成18年度までに全区市町村への設置を目指します。


子ども家庭支援センター設置区市町村

16年度 44区市町村  21年度 62区市町村（18年度までに実施）

先駆型子ども家庭支援センター

従来の子ども家庭支援センターの機能を拡充し、虐待の予防と早期発見、見守り機能をあわせもった「先駆型子ども家庭支援センター」は、現在8か所あります。子ども家庭支援センターの先駆型への移行を促進し、平成19年度までに全区市に設置します。


先駆型子ども家庭支援センター設置区市町村

16年度 8区市  21年度 49区市（19年度までに実施）

子育てひろば

在宅で子育てをしている親子に集いの場を提供し、子育て相談や子育ての啓発活動、子育てサークルの支援等を行う「子育てひろば」について、人口2万人（中学校区相当）に1か所を上限に設置を進めていきます。

ひろばには保育所や児童館の機能・スペースを活用して相談や講座を行うA型、保育所等に専用スペースを確保して実施するB型、空き店舗、学校の余裕教室や公共施設内のスペース等を確保して、常時親子に集いの場所を提供する「つどいの広場」がありますが、区市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、最適なタイプを設置するよう支援し、平成21年度には、都内全域で631か所にします。

子育てひろばの設置 16年度 373か所  21年度 631か所

子ども家庭在宅サービス

子育て家庭を支援するため、子ども家庭支援センターを中心に実施しているショートステイやトワイライトステイなどの在宅サービスを充実します。

< ショートステイ、一時保育・特定保育 >

保護者が病気や育児疲れ等により支援を必要としているときに、短期間児童を預かり、あるいは保育士等を派遣するショートステイ、保護者の事情に応じて保育所などで一時的に子どもを預かる一時保育は、子育て家庭の支援に必要なものです。


平成 21 年度までに全区市町村での実施を目指します。

また、保護者がパートタイム就労しているなど、一定程度（週に 2～3 日）の保育サービスを必要とする家庭に対し、曜日や時間に応じたサービスを提供する特定保育についても、地域の実情により実施する区市町村を支援します。

< トワイライトステイ、訪問型一時保育 >

夜間や休日に子どもを預かる、あるいは保育士等を派遣するトワイライトステイ、保護者が病気や入院した際に家庭に訪問して保育を行う訪問型一時保育については、地域の特性等を踏まえ、平成 21 年度までに全区市町村での実施を目指します。

在宅サービス実施区市町村

ショートステイ	16 年度	27 区市		21 年度	62 区市町村
一時保育・特定保育	16 年度	41 区市町		21 年度	62 区市町村
トワイライトステイ	16 年度	12 区市		21 年度	49 区市
訪問型一時保育	16 年度	3 区市		21 年度	49 区市

育児支援ヘルパー

先駆型子ども家庭支援センターにおいて、虐待のリスクが高い家庭を把握し、ヘルパーの派遣など適切な援助を行います。

平成 21 年度までに 49 区市にあるすべての先駆型で実施します。

育児支援ヘルパー実施区市町村

16 年度	15 区市		21 年度	49 区市
-------	-------	---	-------	-------

学童クラブ

小学生が放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保するため、区市町村がそれぞれの実情に応じて実施する放課後の居場所づくりを支援し、学童クラブを平成21年度までに1,417か所整備します。

学童クラブ

16年度

1,311か所



21年度

1,417か所

5 国への提案

東京都が進める福祉改革は、すべての人が地域において必要なサービスを利用しながら、できる限り自立した生活を送ることができる「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指すものです。

子育て支援施策もこうした観点に立って進めなければなりません。

その一つとして、保育サービスも位置づけ、子育て支援策全体とのバランスをとりながら、都民が必要なサービスを利用できるよう、保育施策の充実を図っていきます。

このためには、現行の保育制度改革が必要であり、都は、次の事項について国に提案していきます。

(1) 「保育に欠ける」要件の見直し

現行では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子どもを入所させることはできません。

「保育に欠ける」要件は、保護者が、

- ・ 昼間労働することを常態としていること
- ・ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ・ 同居の親族を常時介護していること

などの6項目が、児童福祉法施行令に列挙されています。

このため、認可保育所の開所時間は、「昼間労働」を前提として設定され、不規則勤務や夜間勤務の人などは、認可保育所を利用することが難しくなっています。また、在宅で子育て中の家庭が、就職活動や資格取得、育児疲れなどを理由に利用することも困難です。

開所時間の延長、家庭の事情に応じた一時的な受入など、都民の切実な保育ニーズに的確に応えることができるよう、「保育に欠ける」要件を利用者の実態に即して見直すよう、国に提案していきます。

(2) 直接契約制度への転換

サービスの競い合いにより、利用者本位の保育サービスを確保するためには、一般的な保育ニーズに対して、認可保育所においても、利用者自らがサービスを選択できるよう、また、サービス向上に向けた努力をした保育所が、利用者から選んでもらえるよう、直接契約制度に転換することが必要です。

その際、福祉的保育ニーズに対しては、従来どおり区市町村の関与の下に、行政が責任をもって優先入所させていくことはいうまでもありません。

入所基準の公開など、公平・公正な入所が確保されるためのしくみづくりや、利用者が施設のサービス内容や運営状況に関する情報を入手できるしくみづくりと併せて、利用者が希望する保育所と直接契約できる制度に改めるよう、国に提案していきます。

(3) 地域の実情に即した総合施設の在り方の検討

国においては、「規制改革の推進に関する第3次答申」(総合規制改革会議・平成15年11月)で示された考え方に基づき、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同検討会において、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の在り方について検討が進められ、平成16年12月に最終的なまとめが発表されました。

この中で、親の就労形態などで区別しないこと及び利用形態については利用者と施設の直接契約が望ましいことなどの考え方が示されましたが、具体的な職員配置や施設設備などの内容については、17年度に実施するモデル事業の中で検討するとされています。

総合施設について、保育所制度の改革に資するよう、地方公共団体独自の保育施策を踏まえ、地域の実情や住民ニーズに対応した施設の設置運営が可能な制度とするよう、国に提案していきます。